

市設墓地の承継手続きについて

市設墓地の使用者の方が亡くなった場合、承継して名義変更を行う必要があります。

必要書類

・ 墓地の承継

①墳墓承継使用許可申請書

②前使用者の墳墓使用許可証

③新使用者の住民票・戸籍謄本

住所・本籍地が和泉市の場合は、⑥の同意書を提出することで省略できます。
他市の場合はそれぞれご準備下さい。

④前使用者の、生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本一式

相続人を確認するために必要になります。和泉市にある戸籍に関しては、⑥の同意書を提出することで省略できます。他市にある戸籍については、それぞれご準備下さい。

⑤承継の対象者の中で申請人をお墓の承継者と認める、全員分の同意書

(同意人それぞれの署名または記名押印が必要)

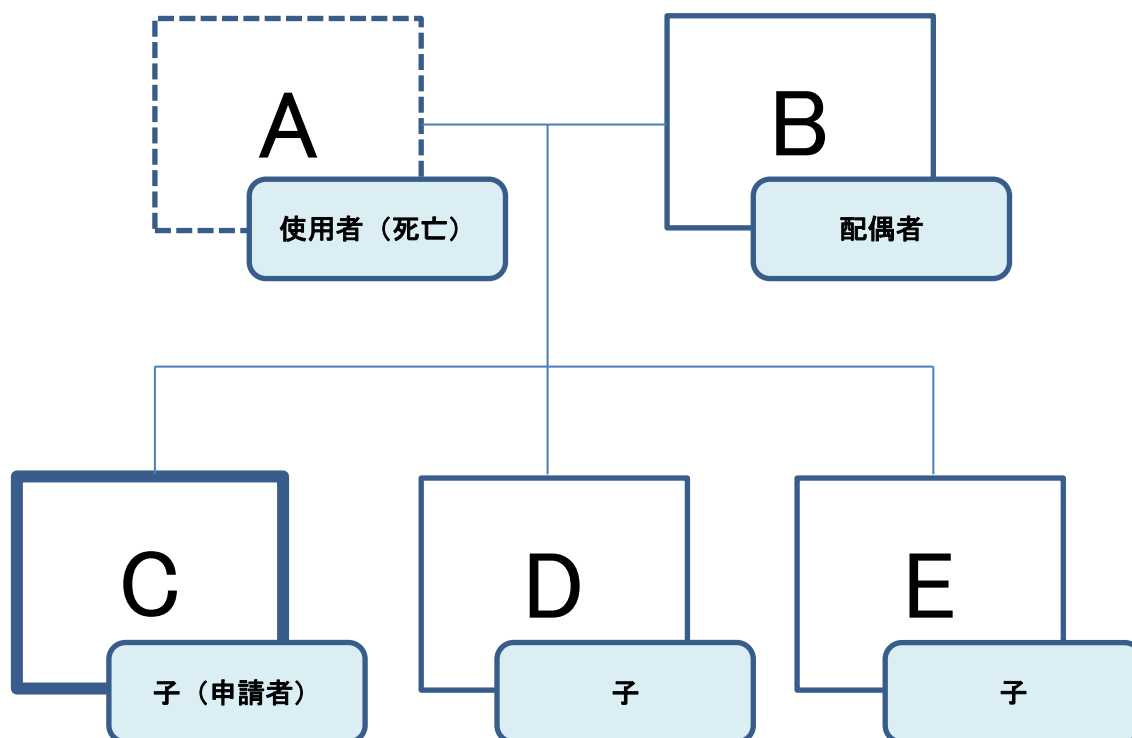
(例) 前使用者の方からみて、配偶者と子供全員がお墓の承継の対象者となりますので、承継する方以外の全員が申請人をお墓の承継者と認める同意書が必要になります。なお、亡くなられている方については、死亡が確認できる戸籍謄本が必要になります。

⑥同意書

和泉市にある住民票・戸籍を和泉市が確認する事を認める同意書です。提出していただくことで、和泉市にある住民票・戸籍謄本を省略できます。

○次ページから承継の代表的なパターンを例に挙げていますので、③、④、⑤の書類を用意する際にご参照ください

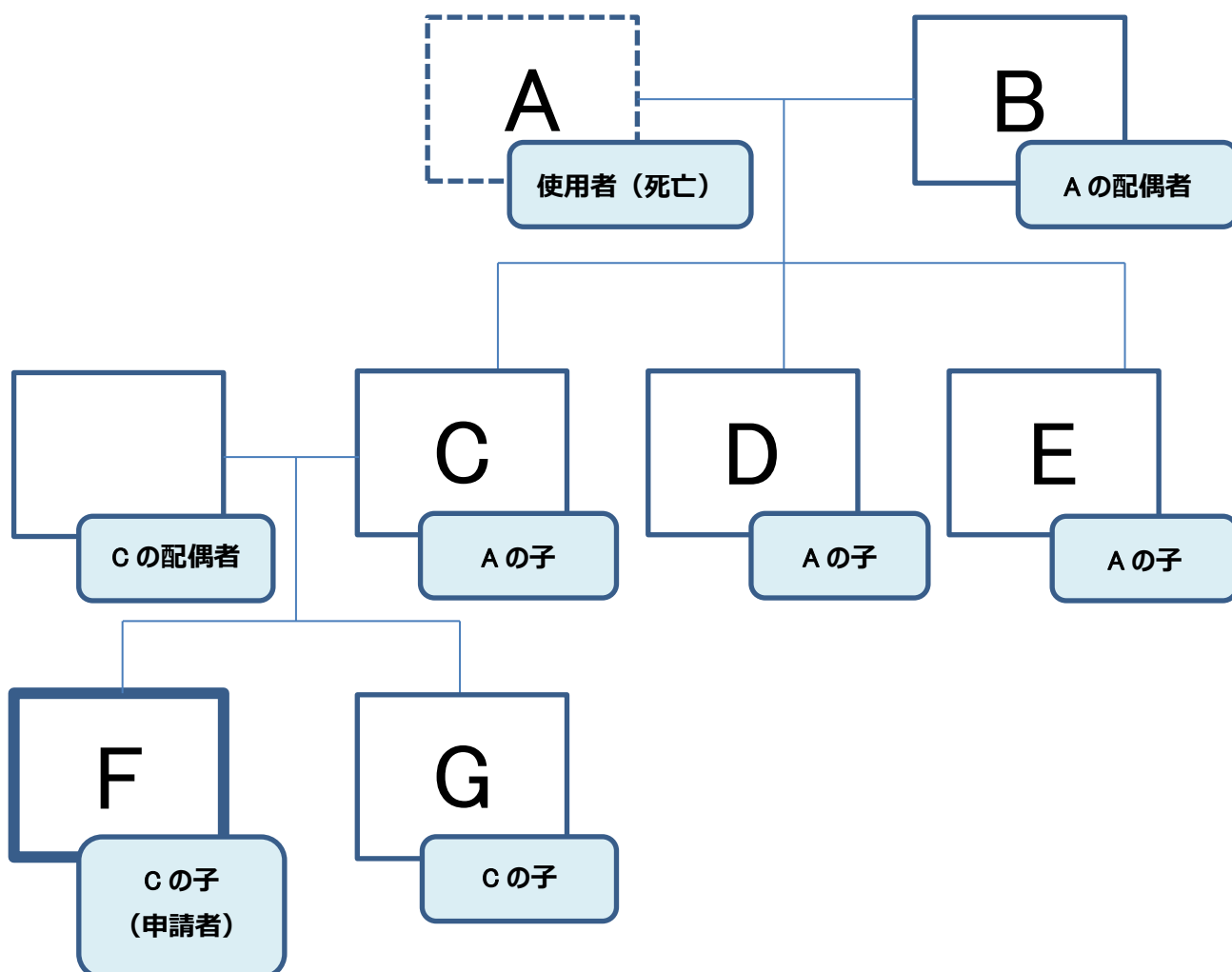
パターン1. 子が承継する場合



○用意する書類

- ・ Cの住民票と戸籍謄本
- ・ Aが生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本一式
- ・ B、D、Eの同意書（亡くなっている場合は死亡を確認できる戸籍謄本）

パターン2. 孫が承継する場合



○用意する書類

- ・ Fの住民票と戸籍謄本
- ・ A及びCが生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本一式 (Cが存命の場合は、生まれてから現在までの戸籍謄本一式)
- ・ B、C、D、E、Gの同意書 (亡くなっている場合は死亡を確認できる戸籍謄本)